

木更津市雑草等処理対策本部設置要綱

平成13年1月24日

告示第18号

改正

平成13年12月5日告示第236号
平成14年6月7日告示第121号
平成15年3月31日告示第62号
平成19年3月19日告示第58号
平成19年3月30日告示第77号
平成21年3月27日告示第68号
平成21年6月25日告示第171号
平成22年3月31日告示第71号
平成26年12月17日告示第326号
平成27年3月10日告示第44号
平成28年5月23日告示第145号
平成30年3月15日告示第52号
平成31年3月28日告示第59号
令和2年3月25日告示第70号
令和3年3月29日告示第68号
令和5年3月31日告示第110号
令和7年3月31日告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市まちをきれいにする条例（平成8年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定により、木更津市雑草等処理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、別に定めるもののほか、条例の例による。

(本部長及び本部員)

第3条 本部長は、副市長とする。

2 本部員は、総務部長、企画部長、財務部長、資産管理部長、市民協働部長、健康づくり部長、こども未来部長、福祉部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、教育部長、消防長及び農業委員会事務局長とする。

(本部長の職務代理)

第4条 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、環境部長の職にある者がその職務を代理する。

(実施計画)

第5条 対策本部は、空き地における雑草等の繁茂の状況の調査及び指導について、年度ごとに実施計画を定めるものとする。

(本部員の事務)

第6条 本部員は、別表に定める担当区域において、前条の実施計画に従い、事務を行うものとする。

2 前項の担当区域内における市民等及び自治組織からの情報は、それぞれの区域を担当する各本部員において処理するものとする。

(報告)

第7条 各本部員は、実施計画に従い実施した結果をとりまとめ、実施結果報告書(別記様式)により本部長に報告しなければならない。

(対策本部の庶務)

第8条 対策本部の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月5日告示第236号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成14年6月7日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日告示第62号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第58号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第77号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日告示第 68 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 25 日告示第 171 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 71 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 17 日告示第 326 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 10 日告示第 44 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 23 日告示第 145 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 15 日告示第 52 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日告示第 59 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 25 日告示第 70 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日告示第 68 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日告示第 110 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日告示第 125 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条第1項）

本部員名	担当区域
総務部長	牛込、中島（区画整理地区を除く）、中野、金田東1丁目～6丁目、岩根1丁目～4丁目、高柳（字反町、上花立、谷原、西山、上長須賀境、下花立、下長須賀境、西ノ谷、水深、山ノ内、壺貫目、池田、小僧塚、塚ノ越、草芽沼、中里境、中ノ砂、水上、町田）、畔戸（区画整理地区を除く）、北浜町、万石
企画部長	江川（字寺東、山王、辻見堂、塚ノ越、上川田、野際、大沼、仲野町、下沼、日々道、川端、掘込、新川田）、椿、日の出町、犬成、中尾、祇園3丁目・4丁目、清川1丁目・2丁目、清見台東2丁目・3丁目、東太田3丁目、久津間
財務部長	東太田4丁目、清見台南5丁目、請西4丁目、請西南1丁目～5丁目、笹子、菅生
資産管理部長	高柳（字八軒家、内沼、水越、机免、宮ノ前、坪内、初崎、次郎丸、吉川縁、柳原、望陀川原、柳刈台、東川間）、高砂1丁目～3丁目、本郷1丁目～3丁目、ほたる野1丁目～4丁目
市民協働部長	大和1丁目～3丁目、東中央1丁目～3丁目、大稲、上根岸、茅野、茅野七曲、下内橋、佐野、下郡、下宮田、田川、戸国、根岸、真里、真里谷、山本七曲
健康づくり部長	矢那、貝淵1丁目～4丁目、羽鳥野4丁目～7丁目、八幡台1丁目～7丁目
こども未来部長	中央1丁目～3丁目、新宿、吾妻1丁目・2丁目、朝日1丁目～3丁目、木更津1丁目～3丁目
福祉部長	幸町1丁目～3丁目、桜町1丁目・2丁目、桜井、潮見1丁目～9丁目、潮浜1丁目～3丁目、新田1丁目～3丁目、富士見1丁目～3丁目、中里、中里1丁目・2丁目、千束台1丁目・2丁目
環境部長	畑沢南1丁目～6丁目、小浜、港南台1丁目～5丁目、伊豆島、坂戸市場、築地、新港、木材港、大久保1丁目～4丁目
経済部長	有吉、井尻、牛袋、牛袋野、大寺、曾根、十日市場、上望陀、下望陀、祇園、高柳（字大島、沖田、新林）、高柳1丁目～4丁目、若葉町

都市整備部長	瓜倉、太田1丁目・2丁目、太田4丁目（1番地～13番地）、東太田1丁目、東太田2丁目（1番地～15番地）、清見台2丁目・3丁目、清見台南1丁目～4丁目、吾妻、木更津、長須賀、西岩根、江川（字稲荷下、石橋、廻り田、向後、鰯田、北境、田向、宮原、北庭、大崎、水神、根付北割、根付中州、沖ノ山北割）、草敷、かずさ鎌足1丁目～3丁目、中島（区画整理地区に限る）、畔戸（区画整理地区に限る）
教育部長	上烏田、中烏田、下烏田、真舟1丁目～5丁目、大久保、文京1丁目～6丁目、桜井新町1丁目～5丁目、羽鳥野1丁目～3丁目、請西、大久保5丁目・6丁目、畑沢、畑沢1丁目～4丁目
消防長	東太田2丁目（16番地～19番地）、太田3丁目、太田4丁目（14番地～24番地）、請西1丁目～3丁目、請西東1丁目～8丁目
農業委員会事務局長	祇園1丁目・2丁目、清見台1丁目、清見台東1丁目、永井作、永井作1丁目・2丁目

別記様式（第7条）

年 月 日

木更津市雑草等処理対策本部

本部長 様

本部員

実施結果報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

課等名	所有者等への指導等				所有者等による回答、刈取実施等			
	指導 (A)	勧告	再勧告	指導等 合計	回答	実施 (B)	未実施	実施率 ※
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
合計	件	件	件	件	件	件	件	%

(B)

※ 実施率 = $\frac{\text{---}}{\text{---}} \times 100$

(A)